

議案第18号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「及び育児短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条の4の規定により、あらかじめ同条例第2条の2又は第2条の3の規定により割振りられた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（三田市民病院職員の職名に関する規程（平成21年三田市民病院事業管理規程第14号）別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。）には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間から38時間45分を減じて得た時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）
- 2 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の2第1項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。